

「守口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

1. 条例制定の趣旨

国は、こども未来戦略に基づき、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するために、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)を創設しました。

事業を実施するためには、市町村が、設備及び運営に関する基準を、国の定める基準に従い、又は参酌して条例で定めることとされており、令和7年1月に国の基準が公布されたことから、令和8年度の事業実施に向けて、本市の基準を条例で定めるものです。

※本パブリックコメントでの意見募集は、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下、「国基準」といいます。)」中、「参酌すべき基準」とされている部分を対象とします。

2. 制定内容(案)

基準の考え方

- (1)基本的に国基準に従い、又は参酌して設けます。
- (2)一般型乳児等通園支援事業所(保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園及び地域子育て支援拠点等で、乳児等通園支援事業のために定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う事業所をいいます。)における保育室等については、守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)に定めている事業所の区分に応じた本市の条例で定めている基準に合わせて、3階までに設けることとします。
- (3)余裕活用型乳児等通園支援事業所(保育所、認定こども園、地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。))において、利用児童数が利用定員総数に満たない場合における定員の枠を活用して受入れを行う事業所をいいます。)のうち、家庭的保育事業等を行う事業所については、事業所の区分に応じた本市の条例で定めている基準を適用します。

項目	国基準	守口市の考え方
最低基準の目的	第2条 ・法第34条の16第1項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児	国基準どおり

	が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	
最低基準の向上	<p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ・市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 	国基準どおり
最低基準と乳児等通園支援事業者	<p>第4条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ・最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 	国基準どおり
乳児等通園支援事業者の一般原則	<p>第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ・乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 	国基準どおり

	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ・乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 ・乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 	
乳児等通園支援事業者と非常災害	<p>第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。 ・乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。 	国基準どおり
乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件	<p>第9条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 	国基準どおり
乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等	<p>第10条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ・乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 	国基準どおり
他の社会福祉施設等を併せて設	<p>第11条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併 	<p>国基準どおり</p> <p>(職員に係る部分につ</p>

置するときの設備及び職員の基準	せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	いては、従うべき基準)
衛生管理等	<p>第14条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 ・乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 	国基準どおり
乳児等通園支援事業所内部の規程	<p>第16条</p> <p>乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 ② その提供する乳児等通園支援の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 	国基準どおり

	<p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p>	
乳児等通園支援事業所に備える帳簿	<p>第17条</p> <p>・乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	国基準どおり
苦情への対応	<p>第19条</p> <p>・乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>・乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	国基準どおり
設備の基準	<p>第21条</p> <p>・一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。</p> <p>② 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。</p> <p>③ ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>④ 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。</p>	<p>⑧を除き、国基準どおり</p> <p>(調理設備に係る部分については、従うべき基準)</p>

- ⑤ 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- ⑥ 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- ⑦ 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- ⑧ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
- イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	屋内階段
		屋外階段
	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段
		待避上有効なバルコニー
		準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備
屋外階段		
3階	常用	屋内避難階段又は特別避難階段
		屋外階段
	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段
		耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備
		屋外階段
4階以上の階	常用	屋内避難階段又は特別避難階段
		屋外避難階段
	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段
		耐火構造の屋外傾斜路
屋外避難階段		

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること

⑧乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

	<p>ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(2)調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p>	
<p>乳児等通園支援の内容</p>	<p>第23条</p> <p>・一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。</p>	<p>国基準どおり</p> <p>(従うべき基準)</p>

<p>保護者との連絡</p>	<p>第24条</p> <p>・一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>国基準どおり</p>
<p>設備及び職員の基準</p>	<p>第25条</p> <p>・余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>① 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)</p> <p>② 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>③ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)</p> <p>④ <u>家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</u></p>	<p>④を除き、国基準どおり</p> <p>(職員及び設備に係る部分については、従うべき基準)</p> <p>④<u>家庭的保育事業等を行う事業所 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年守口市条例第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</u></p>

準用	<p>第26条</p> <p>・第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</p>	国基準どおり
電磁的記録	<p>第27条</p> <p>・乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	国基準どおり

3. 条例制定のスケジュール(予定)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) パブリックコメントの実施 | 令和7年7月上旬から8月上旬 |
| (2) パブリックコメントの実施結果の公表 | 令和7年8月 |
| (3) 市議会への条例議案の提出 | 令和7年9月 |
| (4) 条例の施行 | 公布の日 |